

明治時代設置の夜学校 (下)

宮 田 暉 朗
Miyata Teruaki

要 約

国民皆学を目指した明治5年の「学制」公布以来、五加村などの8学区をもった明治6年設立「盈進学校」は夜間部を設け、12年には、五加自治会は、「五加夜学校」を開設して就学率の向上と人材の育成に全力を挙げる。急変する社会下で諸法令に準拠しつつ進めた五加夜学校の明治30年代における教育課程に焦点化してみた。

はじめに

冬の寒い時節 ふゆのつき 月の奈可にて もちをつ区 清。

冬の月を観る 冬の月、銀世界とも云ふべき白雪のつもりたる時キラキラとして輝きて夜もヒルの如くなれば我々の夜学校に通ふも又一の楽しきことなり 又心細く寒き頃月をながむる程又たのしきなり 弥吉。(労働終了後登校して作成した自筆メモ) 巧拙を超えて惹かれるのは、夜学校の生徒のもつ学びへの誇りが余韻として感じられるからである。

6年開校時「盈進学校」の児童数は203人で、教場「真光寺」は手狭だった。以後も10年単位で100人以上増加し続ける課題への対応と、貧困や多忙が原因で多くの夜間にしか学べない若者のために、6年から11年迄二部制の夜間学校への就学策が講じられる。

12年「教育令」の就学者増加策に則り、自治体も停滞をなくす必死の努力をするが昼間部の学び手は増えない。15年に「本郷学校」と改名し校舍建築で手狭さを払拭するが、夜間部の必要性は高い。一般の人々の就学無理解を啓蒙しつつ、苦しい財政の中で、皆学を満たす目的で、区民は盈進学校の補完を12年設立「五加区夜学校」に託したのである。中期には皆学から中等教育の補完を担う目的に変えつつ大正9年まで続く。

夜学校の設立時12年「教育令」の規定就学年限は、16級8カ年、12級6カ年、8級4カ年で、義務年限16ヶ月、最小限は毎年4ヶ月での原則4年間を規定し、夜学校も準じる。

翌年、初等科、中等科、高等科の等科が規定され、義務教育年限は3年になる。19年、23年、33年、40年の学校教育制度の大転換をふまえつつ、馬を引きながら哲学書を読んだ夜学校の児童生徒がどのような教育課程で学んだかについて明らかにすることは、混迷を続ける現代教育を見直すためのインデックスになりうると考える。

盈進学校と各種教育令・学校令の関係

各種「令」公布の度に盈進学校や夜学校は教育課程を改編し、1、2年遅れて実施した。

13年「改正教育令」によって、初等科3年、中等科3年、高等科2年制度をもって盈進学校も3年の義務年限と共に3つの科を編成する。19年「小学校令」で一村一校制が示されたので、盈進学校は19年から21年まで「本郷学校」と校名を変えて、尋常科4年、高等科4年、簡易科3年制をとる。21年には高等小学校郡内一校制度に伴って、22年から27年は、「中塩田尋常小学校・小県高等小学校中塩田分校」の学校名で尋常科4年、高等科2・3・4年制を取り、尋常補修（1年・2年）、高等補修（1年・2年）を加えて、25年から完全実施している。

23年の新「小学校令」は、尋常3年、または4年、徒弟学校や実業補修学校設立を明記した。23年「教育勅語」は国民教育の根本理念を明示して道徳を中心とした臣民教育開始に伴って、夜学校も修身を教科より上に位置づけて実践を始める。

27年には子守を集めて放課後唱歌を教授した。28年には、小県郡立高等小学校を廃止して高等科を併置し、昭和15年まで、「中塩田尋常高等小学校」として教育活動を推進する。33年「小学校令」は小学校4年を義務年限、高等小学校は2年、3年、4年制としたが、2年制は尋常小学校に併置させ義務6年制度に備えた。「中塩田学校」も尋常科4年、高等科（2・3・4年）、高等補習科を設置している。同年には夜学校も規定を改める。女子の補習科も中塩田学校に設立された。40年には6年の義務教育制度が確定し現在に至ることになる。

35年「中塩田村五加区夜学校規定」で目的を「本校ハ義務教育ヲ終リタル者ノ為ニ小学校正課教育ノ及バザル所ヲ補助シ其ノ知徳ヲ上進セシムルヲ以テ目的トス」と変えて、就学推進の使命から、33年の令を受けて中等教育補完としての実業教育重視に転換されていく。

34年には「夜学校校友会」が生まれ、夜学校を支える機関としての「夜学会」がなる。さらに、36年には義務教育卒業者ニシテ退学スルモノハ学齡年間就学を義務付けられる温習科も位置づき、中等的教育の補完をもって、風雲急な時代に人材の育成が進められる。

30年代は外国との競合に勝つために殖産の実を教育に求め、それを財産とする考え方が急となる。40年には、「中塩田村教育団」が立ち上がり、青年会、婦人会への教育が自治会の威信をかけて夜学会への出席督励をしている。

五加夜学校は明治38年初等部を中塩田学校に移し、「中塩田青年夜学会」と呼称し、大正6年には夜学に電灯がつくものの、大正9年以降夜学校は廃止されて、以後、冬期間補修学校として昼間教育に変わり幕を閉じる。盈進学校教育課程の補完から始まった明治30年代の尋常小学校の実業教育と夜学校の教育課程は戦争に備える側面ももっている。

五加夜学校の経費

中塩田村五加区夜学校の生徒数は、29年33人、32年41人、33年34人、35年36人、36年12人、37年19人、38年5人、39年33人、40年28人と推移し平均人数は26人になる。ただ、日露戦争の前後の人数は少なくなる。

夜学校の経費概算は、明治18年は22円、19年22円、20年26円、21年25円、23年20円、24年34円、25年21円、26年18円、27年25円、28年18円、29年27円、30年31円、31年32円、32年42円、33年40円、36年44円である。

収入の出所を33年で検証すると、惣代から10円を拾月一日、5円は参月一日、27円9銭5厘を参月十四日、合計42円9銭5厘を公費として受け取っている。

30年代の支出内訳は、給与が40～44%、消耗費41～45%、備品6%、皆勤などの褒美費8%等が平均値である。教科書は33年のように改訂された時点で購入した。

明治32年10月から33年3月 夜学校決算書 (算用数字で表記)

収入 39円47銭8厘

支出 ・消耗費 13円28銭5厘5毛 ・5円。 ・備品費 1銭2厘 ・55銭。 ・修繕費 4円72銭6厘。 ・賞興費 20銭。 ・人足費 17円42銭 ・給料 (6円60夜 池田輪三郎。 ・2円34銭 78夜 関仁一郎。 ・2円35銭 85夜 長谷川勝太郎。 ・2円28銭 76夜 上澤喜久太。 ・1円77銭 59夜 長谷川慶蔵。 ・21銭 7夜 長谷川正人。 ・27銭 9夜 2円 臨時教員。・世話掛2名96銭) ・酒肴料閉校式費酒肴料。支出合計 42円15銭3厘5毛

五加夜学校世話掛 長谷川茂作 上澤峯十が、明治33年3月16日に五加惣代甲田陸太郎に提出。この時の生徒連名帳には、3級行 甲田求馬・甲田文弥・高野勝・水野鞆負・堀内持 小池猛の6人。2級6人 3級6人。4級8人。5級15人。合計41名である。

明治33年10月1日33年度決算書内訳 生徒数34人

支出 ・2円32銭6厘 備品費。 ・12円29銭8厘 消耗費。 ・2円56銭1厘 修繕費。 ・2円89銭5厘 賞興費。 ・17円47銭 雑費。 ・6円30銭 その他。 ・給与 (主任教諭63夜 2円20銭 ・副主任教員 44夜 6円27銭 ・109夜 教員4名) ・30銭・40銭 人足費。人足費2円。世話掛二名報酬1円。 閉校式典費50銭

明治34年10月1日から35年3月14日 経費

支出 ・18円20銭 給料 (6円60銭 66夜 清水栄助。 3円45銭 45夜 関仁一郎。 ・2円40銭 80夜 甲田求馬。・2円10銭 70夜 宮澤 傳。 ・1円65銭 55夜 高野 勝。 ・2円 幹事2名) ・12円30銭5厘 消耗費。 ・15銭 修繕費 ・15銭 修繕費。 ・46銭 人足料硝子燈運賃。 ・4円90銭 賞典費 (・日本歴史6冊・少年読本4冊・園遊会5冊) ・教員への賞典 (・清水1円、・関50銭、・3人へ2銭ずつ) ・1円50銭

閉校式。

明治 35 年 10 月から 36 年 3 月 中塩田夜学会 五加区初等部
 収入総額 33 円 35 銭 (5 円 9 月 30 日・5 円 12 月 4 日・23 円 35 銭 3 月)
 支 出 33 円 35 銭
 ・給料 14 円 64 銭 (関仁一郎 10 月より 11 月 27 夜 壹夜金 5 銭宛 1 円 25 銭、12 月より 3 月 71 夜 壹夜金 8 銭宛 5 円 68 銭。 上澤喜久太 79 夜 壹夜宛 3 銭 2 円 37 銭。 宮澤傳 77 夜 壹夜宛 3 銭 2 円 90 銭。24 夜 壹夜 3 銭 72 銭 堀内。 甲田繁 7 夜 1 夜 3 銭 21 銭。幹事 2 名 2 円) ・備品費 70 銭 5 厘 ・消耗費 13 円 88 銭 5 厘 ・賞典費 2 円 80 銭 ・皆勤精勤生徒に 50 銭。・教員に賞与 (関 30 銭。宮澤 30 銭。上沢 30 銭。 幹事 2 名 1 円ずつ) ・閉会式典 50 銭。 ・雑費 74 銭。
 総計 33 円 35 銭。 臨時収入として共進社懇親会の際、炭代として 10 銭、兵士送別会の炭代 10 銭がある。

明治 36 年 五加夜学会 10 月から 37 年 3 月まで 予算書 (原文どおり)

(前の数字は、前年度予算額。後者は当年度予算額を示す。)

・備品費 3 円 94 銭、2 円 71 銭。 消耗費 15 円 93 銭、17 円 70 銭。
 ・修繕費 300 銭、300 銭。 ・章典費 6 円、4 円。 閉校式 1 円 500 銭、1 円 500 銭。
 給料 (26 円 300 厘、16 円 主任教員 1 夜 8 銭 100 夜 8 円 ・教員 2 名 3 銭 100 夜 6 円。 幹事 2 名 2 円。)

明治 37 年 五加初等部夜学会決算 (明治 37 年 10 月から明治 38 年 3 月迄)

・給料 8 円 (・甲田繁 63 夜 1 夜 5 銭 3 円 15 銭。 ・堀内 85 夜 1 夜 3 銭 2 円 85 銭。幹事 2 名 2 円) ・備品費 62 銭 5 厘。 ・消耗費 12 円 12 円 90 銭。
 ・修繕費 5 銭。 ・賞典費 2 円 69 銭 5 厘。合計 23 円 98 銭 3 厘

教員の給料は、明治 19 年の小学校令発布から改善され、尋常小学校の校長は 15 円、訓導 8 ～ 9 円、習字担当は 3 円を支給した旨の文書がある。長野県では、校長に 50 円を出した地域もある。夜学校では、明治 36 年の関仁一郎は 53 夜勤め、給料が 4 円 24 銭、宮村伝が 69 夜で 2 円 87 銭、堀内持は 91 夜で 2 円 73 銭、長谷川勝太郎は 2 夜で 6 銭、2 人の世話役が一人 1 円ずつである。ちなみに 35 年は墨 4 銭、マッチ 1 ダース 2 銭である。

夜学校の教育課程

33 年の夜学校教則は「修身 読書 作文 算術」を位置づけ、臨時に他の教科を実施することもあるとしている。修身は全校で一斉に、他は一～八学年までカリキュラムを組んでいる。五加夜学校は大正 9 年以降は廃止されて昼間の冬期補修学校に変わり、伝統は国民学校に引

き継がれるが、その呼称について、夜学、夜学会、夜学校と混用されている。しかし、38年の「青年夜学会」という同窓会組織の「夜学会」とは別機関である。

日本の教育体制は18年と19年に固まり、教育勅語で臣民教育体制を決定し敗戦まで続く。18年に太政官を廃して内閣制度が定められ森文部大臣が誕生して国家のための教育として教育目的を「帝国に必要な善良なる臣民の育成」として、そこで育つ人は、「一国富強の基をなすがための無二の資本、至大の宝源とする」とした。19年には「小学校令」発布され、第一条「小学校ヲ分チテ高等・尋常ノ二等トス。第三条「児童六年ヨリ十四年ニ至ルハカ年ヲ以テ学齡トシ〜後略。」で基礎が確立する。教科も同法で「小学校ノ学科及其程度」の中の第一条 修業年限4箇年、高等小学校を4箇年トスル。第二条「尋常小学校ノ学科ハ修身 読書 作文 習字 算術 体操トス 地区ノ情況ニ因テハ 図画唱歌ノ一科 若クハ二科ヲ加フルコトヲ得」と規定され、高等小学校ノ学科ハ「修身・読書・作文・習字・算術・地理・歴史・理科・図画・唱歌・体操・裁縫（女児）」其のほかに情況に応じて、英語・農業・手工商業の一科、もしくは二科を指導してもいいが、唱歌は欠けてもよいとされた。

夜学校では当初13歳から20歳を以って構成する規約を作るものの、習字や体操は行わず、高等小学校の補填補充としての任務が強くなっても図画なども実施された記録はない。

算術は珠算で、珠算ヲ用ヒ加法減法乗法除法普通ノ度量衡貨幣費用適切ノ雜題及暗算、高等小学校ニ於テハ筆算ヲ用ヒ算用数字簡易ナル命位記数加法減法乗法除法分数少数比例利息算雜題簿記ノ概略及暗算と規定している。この明治35年の夜学校の算術指導細目(p6)は令に準拠した内容を示している。26年には、正副校長と3人の教諭体制をとり、高等科に裁縫科、他に、専修科が設置される。

指導者の教員は、11年までの二部制の夜間部は尋常小学校の教員であるが、12年設立の夜学校教員は区内の優秀なものを校長世話係りが推薦し生徒が選挙する規則である。30年代は校長制を廃し主任制にした。教員は多い時は6人、臨時教員が13人体制(38年)の時期がある。世話掛は有識者や卒業生を当てた。

30年代当初の五加夜学校は、100日以内一日二時間程度の時間割で国語・修身・農業・算術・地誌の五課、または四課を中心に学習がなされた。26年規定の規則第一条で目的は「五課を以て目的とする。」と記し、場所は集会所である。また11月20日を開校として、13歳から25歳以下とした。正副校長は世話係りと総代が推奨し他の教員3人で教授した。28年には教員6人、臨時教員13人の給与を18円63銭支出し、支出総額25円23銭6厘の75パーセントを占める。32年には、夜学校も八級制を敷いて対応した。

33年には、修身、読書、作文、算術の四課を以て「義務教育を終わった者のために小学校正課教育の及ばざるところを補完し、知徳を上進せしむこと」を進めるために、学期を8ヵ年として卒業した者に研究科を設けるとしている。そんな中で、34年には時代の趨勢にそって、卒業生が夜学会を組織して夜学校の補佐を謳い実業学習と演説会をする夜学会が活躍を始める。また、明治中期、中等教育としての蚕業学校の塩田部校が設立される中で、夜学校は農工補習科の教授を進めていく。

35年には32年教育費国庫補助法、33年の4箇年義務制などをへて、「教育の補修、小学校の正課をなし実業思想を養い以て国民教育の普及完成を期し、国民教育の普及及び実践教育を目的とする。」として、国語、算術、農業、道徳を中心に学習することを規定した。正規教育の補完を主目的として、四科目から五科目を教授するという初期の目標を経て、知徳を進めること、国民教育の普及と完成を図ることを目的に運営されるようになる。

初等部 青年夜学会教則 35年（片仮名は平仮名に変換・漢字はママ）

第一条 国語は普通の言語日常須知の文字及び文章を知らしめ正確に思想を表象するの能を養い兼て知徳を啓発するを要旨とす 国語を授ける際には常に其の意義を明瞭にし 其既修の文字を以て通常の人地名他に應用して単語単句短文を書き取りせしめて若しくは改作せしめて仮名及び語句の用法に習熟せしめ又言語の練習を務むへし

第二条 算術は 日常の計算に習熟せし生活上必須なる知識を与へ兼て思考を正確ならしむるを以て要旨とす 算術を授くるには理解正確にし運算に習熟して應用自在にして事を務め又運算の方法及び理由を正確に説明せしめ且つ暗算に習熟せしめん事を要す

第三条 農業 農業に関する普通の知識を得せしめ農業の趣味を長し勤勉利用の心を養ふを以て要旨とす 農業を授くるには可成其土地の情況に適切ならしめ時に其土地實際の業務に就て示教し其知識を確實ならしめん事を務む可し

第四条 各教科目の教授は小学校長の定めたる教授細目に準拠し若し之に拠り難しき事あらば予め小学校長に協議す可し

第五条 夜学校に於て各学期の課程の終了若しくは全教科の卒業を認むるには試験を用ふ

第六条 小学校長は第二学期の終りに於て初等部の教科を終了せりと認めたるものは卒業証書を授与す 小学校長は各学期に於て其の課程を修了せりと認めたるものには修業証書を授与する

初等部 教科指導計画

（算術科教授細目）第一期前期 自35年12月 至 翌年1月7週間

第一 二 三週 12月1日から

1 加法減法練習 2 口唱速算練習 貨幣 度量衡里 法田法

第四 五 六週 12月20日から1月25日

1 乗法除法（法一位）除法は八算の式による 2 練習 加法 乗法 減法 除法

第七週 1月27日から2月1日 1 復習 2 試験執行

後 期 36年2月から3月 7週間

第八 九週 2月3日から15日

1 乗法 除法（法二位）除法は見の段の式による 注意 見一見二等の九九を用いさるものを先にし 見一見二等の九九を用いるものを後にすへし

第十 十一 十二週 2月17日から3月8日

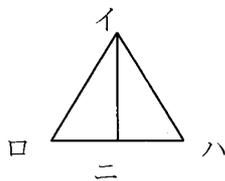
1 四則雑題

- 一 米売石の価 13 円 50 銭のとき 5 斗 8 升の価何程
 - 二 壺尺の価 16 銭 5 厘の絹 3 丈 6 尺を買い 10 円紙幣を渡せり釣銭何程
 - 三 日料 45 銭の土方を 12 日間雇いその賃の代りに 1 斗 1 円 50 銭の米を渡さんとす何程わたすべきや
 - 四 絹 1 反の価 7 円袖 1 反の価 5 円のもの各 24 反を買えば代金幾何
 - 五 布 3 丈 9 尺を兄弟二人の衣服を製るに兄の衣服は弟の衣服より 1 丈 2 尺多く要するとして各何程用いるか
 - 六 一駄 12 円なる大豆 25 俵買い入れ之を売りにて 375 円をえると言う一駄の価
 - 七 間口 8 間奥行き 5 間の家あり其の建坪何程
 - 八 長さ 4 間幅 18 間の屋敷あり周囲何程
 - 九 農夫あり米 200 俵を貯え然るに一家の食料 3 年にして 180 俵又 1 年の収穫 80 俵なりという然らば 1000 俵の米を貯へるに何年を要すか
 - 十 長 2 間 4 寸角の杉材 1 本の価 64 銭なれば長 2 間 5 寸角 17 本の価は何程
- 附 材積の法

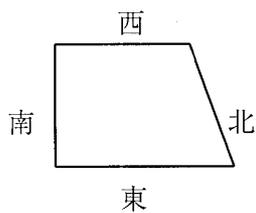
第十三、十四週 3月10日から22日

I 田制 例

- 一 長方形の田あり長 18 間幅 14 間なり面積何程



- 二 左図の如き畑ありハロは 24 間にしてイロは 18 間なり面積は



- 三 左図の如き田あり東は 25 間南は 7 間にして西 87 坪数何程

- 四 5 町 6 反 4 畝 20 歩ありこれを 3 人に分つに甲は 2 町 3 反 6 畝 20 歩乙は甲より 7 反 8 畝少なく其のあまりは丙なりという丙の所得幾何
- 五 1 畝田地あり玄米 3 斗 5 升を得ん時は東西 15 間南北 16 間の田地より玄米幾何を得へきか

2 復習試験執行

(初等部国語科教授細目)

第一学期 (用書立憲国民読本) 前期 35年12月翌年1月まで7週間

第一週	12月1日から6日	第一課	私の家	第二課	戸籍
第二週	12月1日から13日	第三課	富家と貧家		
第三週	12月15日から20日	第四課	一家の和合	第五課	家を富す道
		第六課	分業	第七課	職業
第五週	1月13日から18日	第八課	物の価	第九課	貨幣と貯蓄
第六週	1月20日2月1日	第十課	山のながめ	第十一課	我が故郷
		第十二課	都会と田舎		
第七週	1月20日から2月1日	第十三課	一村の手本試験執行		

後期 36年2月から3月7週間 第十六課 義務

第八週	2月2日8日	第十四課	我が国	第十五課	我が国
第九週	2月11日から15日	第十七課	法律	第十八課	権利
第十週	2月17日から22日	第十五課	保護鳥及び警察	第二十課	裁判
第十一週	2月24日から3月1日	第二十一課	投票	第二十二課	我が村の自作
		第二十三課	兵役		
第二十三週	3月11日から15日	第二十七課	他村の人に対する務	附	外人に対する務
第二十四週	3月17日～22日	第二十八課	古今世態	第二十九課	勇士・試験執行

(初等部農業科教授細目)

第一学期 (用書実業補修読本) 前期 自明治35年12月 至翌年1月7週分

第一週	12月1日から同6日	第一課	日本帝国		
第二週	8日から13日	第二課	職業に貴賤なし	第三課	実業
第三週	12月15日から20日	第四課	大日本帝国の地位		
第四週	12月22日から25日	第五課	経済要旨其の一		
第五週	1月12日から18日	第六課	経済要旨其の二		
第六週	1月21日から25日	第七課	自然と勤務	第八課	資本
第七週	1月27日から2月1日	第九課	貨幣試験執行		

後期 自36年2月から翌3月7週分

第八週	2月3日から8日	第十課	貿易	十一課	養蚕其の一
第九週	2月11日から15日	第十一課	養蚕其の一続き		
第十週	2月17日から22日	第十三課	土壌	第十四課	肥料其の一
第十一週	24日から3月1日	第十課	肥料其の一続き	第十五課	肥料其の二
第十二週	3月3日から	第十五課	肥料其の二続き	第十六課	植木の薬
第十三週	3月11日から15日	第十六課	植木の薬	第十七課	山林保護其の一

第十四週 3月17日から22日 第十八課 山林保護其二 試験執行

時 間 割

35年 初等部 (国語5時間 農業4時間・算術3時間)

月 国語 農業 火 国語 算術 水 国語 農業 木 国語 算術 金 国語 農業
土 農業 算術 外講演2週に1回 (式時間) 修身。

教科指導時間

明治35年 (数字は時間数)

尋 常 部

学科	一学期	二学期	三学期
修身 1	1 道德の趣旨 法制の大意	1 同	1 同
国語 4	国民読本	4 公民読本	4 同
算術 3	珠算加減乗法四則	3 同上及利息率	3 同上
農業 4	実業補修読本	4 同上	4 同上
計 12	12	12	12

高 等 部 随 時 科 外 講 演 ヲ ナ ス

教科	第一学期	第二学期	第三学期
修身 1	道德の要旨	同 1	
	法制の大意		
国語 4	農学校国語読本一 4	同左二 4	
	正文章規範一	同二	
算術 3	3 珠算加減乗法四則	同左及十進分類単比	複比例百分率
農業 4	農業大意 4	同左 4	同左 4
計 12	12	12	12

第七 入学及試験 既習ノ経歴ニヨリ適當学期ニ編入シ 各学期間二十四試験ヲ行ヒ其成績ヲ勘案 シテ證書ヲ授与ス

第八 世話人 各区長ノ選定ニヨリ区内ノ先進者二人以上ヲ夜学会世話人トシ 夜学ニ関スル一切ノ事務ヲ取扱ハシム

出席状況と評定

出欠状況は夜学校の特性から皆勤は難しかったが学問に励む児童生徒と先生の出欠状況を明治35年青年夜学会日誌 初等五加部で見ると。罰などもあったことが判明する。

12月1日月曜	幹事2名出席生徒14名全員出席授業は書籍配当その他整理ノ為ニ終り授業セサリキ
12月2日火曜	幹事教員生徒欠席なし 授業初めの時間国語 次の時間農業
3日水曜	幹事2名出席 教員生徒無欠席 授業は初時間国語 次時間算術
4日木曜	幹事無欠席 教員宮澤欠席生徒無欠席 授業初時間国語次時間農業
5日金曜	幹事教員無欠席 生徒1名欠席 授業初国語 次 算術
6日土曜	幹事1名教員1名生徒3名欠席 授業福島先生巡回2時間講演
7日日曜	休
8日月曜	幹事1名欠席 教員生徒無欠席 授業2時間農業
9日火曜	幹事1名欠席 教員生徒無欠席 授業初時間国語 次の時間算術
10日水曜	幹事1名欠席 教員生徒欠席なし 授業初の時間国語次の時間農業
11日木曜	幹事、教員1名欠席生徒3名欠席 授業初時間国語 次時間算術
12日金曜	幹事1名欠席 教員生徒無欠席 授業1国語 2農業
13日土曜	幹事2名欠席 教員生徒無欠席 授業1農業 2算術 昨夜生徒4名不行跡に付き罰として茶番を料す
14日日曜	休み
15日月曜	幹事教員生徒無欠席 授業1国語2農業
16日火曜	伊勢講のため休業 17日～略

晩期の夜学校の学びぶりと成績について大正元年 中塩田夜学校（生徒総数 76人 内五加28人）でみる。

授業日数 65日 ・皆勤生31人 内 五加12人 優等生11人 内 五加4人

五加の生徒出席率は81, 96パーセント。以下、保野95、小島17, 45。中野83, 33。舞田82, 5パーセントで、常欠者2名は含まれるが、けして他区に劣れることあらざるなり。と記している。各学年の出席は次のようである。

高等部第三学年 授業日数65日（前者欠席数・後者出席数）

甲田（95・6）長谷川（51・14）神津（3・62）水野・上沢（皆勤65）

水野（5・60）3カ年皆勤 長谷川・長谷川・永井。3カ年精勤 上沢・塚田

高等部第貳学年では 神津 欠席61。東川欠席6、宮澤久 皆勤

高等部壹学年授業日数65日 神津欠席65・横関皆勤。堀内、甲田、堀内 精勤

初等部第貳学年水野（皆勤・65）上沢（3・62）甲田（52・13）初等部第壹学年 神津（精勤64）長谷川（皆勤・65）甲田（皆勤・65）和田（皆勤・65）

評 定

高等部三学年

国語	算術	漢文	法経	農業	合計	平均	順位	氏名
7	3	3	7	3	23	5	23	K
7	6	2	6	5	26	5	10	K
10	10	10	8	9	47	9	1	M
9	9	9	7	6	40	8	5	M
7	7	4	6	6	39	6	8	S
8	8	7	6	6	34	7	6	T

高等部第三学年 (一人受験せず)

漢文	国語	算数	農業	法経	合計	平均	出席	欠席	氏名
8	8	2	5	8	31	6	59	3	J
10	10	8	8	9	45	9	62	0	H
							52	10	D

大正期 高等部 出席 51 日の生徒受験せず 二人略

国語	算数	法経	漢文	農業	合計	平均	出席	欠席	氏名
20	30	70	24	55	199	40	62	0	M
20	20	70	48	72	230	46	61	1	T

32年に4年級、5年級に所属した生徒は37年度まで在籍確認できる。この初等部の4、5年級の17人の成績は一覧表にされて、教育団副長に報告されている。これによると、1番に評価されている甲田Gは、国語 前期97点、後期100点、平均99点。農業前期98点、後期98点、平均98点。算術前期100点、後期100点、平均100点。合計297点。平均99点。席順1。品行85点。出席日数70日、欠席3日。認定 優等と評価されている。

もう一人の優等者、神津Kは、皆勤73日、総合276点である。優等の上沢Sは総合269点、欠席1日である。この評定者は、宮澤傳、関 仁一郎、上沢喜久太である。皆勤4人、一番多く欠席したものは11日間で一人いる。平均すると2、9日である。後期試験では前期に比して成績が上昇した者は二人。一番低くランクされた生徒は、国語20点 40点 農業20点、30点算術33点、40点、品行58点である。明治34年には地理科一年級があり、12人が所属した。

以上のように、評定は10点法や、素点そのままの年度もある。常に順位がついて優秀なものや皆勤精勤者は表彰を受けたものの総じて夜学校の多くの生徒が学ぶ意欲は強い。

おわりに

五加尋常小学校は、富国政策推進の中核としての国民皆学の拠点として誕生し、二部制で就学率を上げた。一方で、12年に夜間しか学べぬ者などのための機関として夜学校が開設されて以後法令に準拠し目的を変えつつ夜学校は持続する。それは、学海と呼ばれた地区人の期待を担い、立身をめざしながらも、人は学んでこそ人になることの深い自覚ゆえである。

五加夜学校と同機関に下高井日野村の「新野夜学校」がある。明治30年には、生徒32人、学年は15歳から20歳の若者が六カ年で読書・算術・作文・習字を学んだ。幼年生徒には12、13歳の尋常小学校を卒業した者が入学したという。

上田市塩田の「手塚夜学所」は明治14年設立で、第二条に就学の年齢は、15歳から30歳までとす。開校は1月11日から4月15日。9月5日から10月20日。11月25日から12月25日と期間を定め、規約はほぼ同じである。

これら夜学校が進めた社会に役立つ人材育成の基盤と、教育課程の仕上げでの厳しい昇級試験や「～をしてはならない。」という規則で縛られた伝統についても、現代教育と比較してみる必要がある。冬の一番寒いときに、茶番を決め、勤労で疲れた体で一日2時限で、五科目を四年間、またはそれ以上に渡り、夜八時から十時まで学び続けて、学問が人として一人前になることと不可分である教育がなされたことは評価すべきである。

五加夜学校は大正14年に設立された公民学校に引き継がれて任務が終わる。この間、自治会の総代とか区長になった人は夜学校で学んだ優秀な人がついている。他県に出た人々も学問を土台にして社会的に貢献している。夜学校や公民学校を出た人を採用する官庁や会社が多かった実績もある。五加村から、中塩田村になっても税金を使って知徳の上進を目的に定め、実業思想を養い、国民教育の普及及び完成を期す教育を進め、最後は農工補修学校としての任務を担う公民学校につなげて人材を育てる素地を作った区民の努力も評価したい。

使用された教科書の分析が残されたが、研究に当たって、五加郷土研究会の重田武一郎先生はじめ会員の皆様にお世話になったので謝辞を申し上げる。

参考文献

五加の歴史	昭和57年	五加自治会
学校教育のあゆみ	平成15年	上田市
近代教育史	平成2年	学芸図書株式会社
小学校現場の百年	昭和50年	津軽書房 千葉寿夫
目で見る教育100年のあゆみ	昭和47年	文部省
日本教育発達史	1972年	三一書房 玉城肇
教育原理	昭和51年	学芸図書